

低圧

契約締結前交付書面

本書面は、電気事業法第2条の13第2項により契約の内容を事前に説明する書面です。

1 ご契約について

利用料金	料金に関する事項は、当社が別紙に定める料金表、又は御見積書をご参照ください。
契約電流・契約容量 ・契約電力	契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)は、お申し込み時に登録いただいた内容に基づきます。 決定方法については個別利用規約をご参照ください。
供給電圧および周波数	供給電圧は、低圧100V/200Vです。 周波数は、お客さまの供給地点を供給区域とする供給地点ごとに以下のとおりとします。 北海道電力・東北電力 ¹⁾ ・東京電力パワーグリッド株式会社 ²⁾ エリアは50Hz、中部電力 ³⁾ ・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力エリアは60Hzです。 1) 新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市は60ヘルツです 2) 群馬県の一部は60ヘルツです 3) 長野県の一部は60ヘルツです
供給開始予定日	原則として、標準処理期間(当社およびお客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者が定める期間)満了後の最初または、次の検針日となります。なお、具体的な供給開始日は、別紙にてお知らせいたします。
ご契約期間とご契約の更新	・契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ・契約期間は、需給開始日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。 ・契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動継続されるものといたします。
お申込み方法	当社低圧電気供給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社または販売の媒介または代理を行う事業者所定の様式によってお申込みいただけます。

2 料金の算定およびお支払い

電気料金の適用開始	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計量と電気料金の算定	・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、当社が別途定める料金表にて電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまとの協議を踏まえて、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。 ・料金の算定期間は、一般送配電事業者が定めるところにより、原則として、前月の検針日(東京電力パワーグリッド株式会社管内の場合は、計量日、以下同様とします。)から当月の検針日の前日までといたします。
燃料費調整について	・料金の額の算定に際し、燃料費調整に関する条項が適用されます。 ・燃料費調整に関する計算方法は適用のある低圧電気供給約款および個別利用規約に定めるところによりありますが、具体的な計算方法は、以下の通りです。 ・燃料費調整に関する条項に従い、毎月の原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計価格の加重平均値と燃料費調整における価格変動の基準値(基準燃料価格)との差に原油換算価格キロリットルあたり1000円の燃料価格変動があった場合の1kWhあたりの変動額である基準単価を乗じて、月毎の燃料費調整単価を算定のうえ、従量料金単価に加減がなされます。これにより、基準燃料価格からの燃料価格の変動分を迅速に料金に反映されることとなります。なお、燃料費調整の前提諸元に関し、電力需要者の供給地点が何れの一般送配電事業者の供給区域であるかにより、低圧電気供給約款において、基準燃料価格、原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計価格の加重平均値を得るための乗数、基準単価を供給区域毎に定めており、当該供給区域のみなし小売電気事業者の数値と同一値を採用しています。 ・今後、供給区域のみなし小売電気事業者が燃料費調整の前提諸元を変更し、当社もまた、約款を変更し、燃料費調整の前提諸元(燃料費調整における価格変動の基準値(基準燃料価格)や加重平均値を得るための乗数など)が変更された場合には、算定により得られる燃料費調整単価は、原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計価格について同一値をあてはめた場合であっても、異なる数値となり、当該月の料金は前月と対して値上げとなる場合があります。
電気料金の計算方法	・月々の電気料金は、その1月の使用電力量によって算定した電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものです。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して計算します。 ・燃料費調整額は、火力燃料(原油・LNG・石炭)の価格変動を電気料金に反映させるため、その変動に応じて毎月自動的に電気料金を調整する額です。 ・基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 ・電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 ・金額は全て税込み額です。 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。
日割計算	電気の供給を開始し、再開し、休止し、停止し、もしくは契約が終了し、または契約内容の変更等によりお客さまに適用される料金の変更があった場合は、日割計算をいたします。
電気料金以外の費用	・電気の供給開始やお客さまの事情による設備変更等により、工事費用が発生する場合、工事費を請求する場合があります。なお、お申し込み時にスマートメータへの取替が発生する場合、取替にかかる費用は無料です。 ・契約の終了または変更に伴い一般送配電事業者から当社に工事費の精算を求められた場合は、お客さまは当社にその精算金をお支払いいただけます。 ・料金または費用を、口座振替もしくはクレジットカードによるお支払い方法以外の、当社が指定した金融機関等を通じての払い込みによりお支払いいただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただけます。 ・お客さまが電気を不正に使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは当社に、免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただけます。 ・お客さまが過失または故意によって電気ご使用場所内の一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、一般送配電事業者からの賠償請求が発生した場合には、お客さまは当社に賠償に要する金額をお支払いいただけます。
お支払い方法	料金は、電力需要者の指定金融機関口座から当社の指定金融機関口座へ継続して振り替える方法、または、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で、お支払いいただけます。料金以外の費用は、当社の求めに応じて、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法でお支払いいただけます。銀行振込の場合、振込手数料については、電力需要者が負担するものとします。
お支払いの期日	お支払い方法が口座振替の場合は、毎月27日を支払期日といたします。また、当社の指定口座宛の銀行振込で支払う場合は約款23(5)ハの規定に係らず、毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を支払期日といたします。この場合の振込手数料については、お客様が負担とさせていただきます。
延滞利息と督促	・支払期日を経過してなお料金のお支払いが確認できない場合には、当社はお客さまとの契約を解除いたします。 ・支払期日を経過してなお料金のお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年利10%の延滞利息をお支払いいただけます。ただし、口座振替により払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただけます。
信用情報の共有	お客さまが、下記4の(2)(3)(4)に該当する場合には、お客さまの名義、電気のご利用場所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が提供することがあります。

3 お客さまからのお申し出による契約の変更、終了

・契約の終了または変更をご希望の場合には、当社お問合せ窓口 までご連絡ください。
※伴わない他の小売電気事業者への切替に伴う終了については、当社へご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者へご連絡ください。
・料金の適用開始日から起算して1年以内にご契約を終了された場合は、お客さまは当社に解約違約金として2,000円(税別)をお支払いいただきます。
・お客さまが、供給の開始等により契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、お客さまは、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から精算を求められた料金および工事費等の精算額を支払っていただく場合があります。詳細は、低圧電気供給約款39をご参照ください。

4 当社からの申し出による契約の解約

・当社は、解約希望日の3ヶ月前までに書面による意思表示を行うことにより、お客さまとの需給契約を解約できるものとします。
・お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社にご契約を解除する場合があります。なお、この場合には、15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。
(1)低圧電気供給約款29に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
(2)お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(3)お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
(4)お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
(5)お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
(6)お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
(7)お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
(8)お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
(9)お客さまがその他当社約款に反した場合
なお、お客さまが、電気の使用終了の通知をされないで電気のご利用場所から転移される等により、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に、契約が終了するものとなります。

5 託送供給等約款の遵守

お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。詳細は、低圧電気供給約款28をご確認ください。
保安に対するお客さまの協力	お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いください。詳細は、低圧電気供給約款32(7)をご確認ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合 ・お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
供給の中止または使用の制限もしくは中止	一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合には、一般送配電事業者により、お客さまに電気の供給を中止し、またはお客さまに電気のご使用を制限し、もしくは中止していただきます。詳細は、低圧電気供給約款30をご確認ください。 ・一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合 ・一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ・その他電気の需給上または保安上必要がある場合
その他	その他、託送供給等約款に定める電力需要者が遵守すべき事項として低圧電気供給約款に定める事項、具体的には、低圧電気供給約款9、10(4)、および32に定める事項を遵守していただきます。

6 お引越等により、新たに電気のご利用を開始されたお客さま口

当社へのお申込みに先んじて新たな入居先で電気を使い始められている場合には、電気を使い始められた日を必ずご申告ください。電気を使い始められた日が供給開始日となります。

7 他の小売電気事業者からのご契約切替えのお客さま

お客さまと他の小売電気事業者との契約内容によっては、他の小売電気事業者の契約を解除することにより、違約金発生等のお客さまへの負担や不利益が発生する場合がございます。詳しくは、他の小売電気事業者にご確認ください。

8 ご契約の締結・更新・変更時の説明および書面交付について

電気事業法および小売電気事業の登録の申請等に関する省令に規定する説明すべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾いただきます。
・当社は原則として、交付すべき書面に代えて、電子メールの送信、当社が運営するウェブサイトへ掲載する方法、又はお客様ページへ掲載する方法を用います。
・ご契約の延長時には、延長後の期間のみを書面を交付することなく、原則として、電子メールの送信を用いてご説明し、供給条件の変更時には、変更した供給条件のみを、原則として、電子メールの送信を用いてご説明し、その変更内容を記載した書面を説明時に交付いたします。ただし、当該変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない変更である場合には、当社は、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明いたします。
・ご契約の延長時には、当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、更新後の期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を延長後に交付し、供給条件の変更時には、当社の名称および住所、電力需要者との契約の年月日、当該変更内容ならびに供給地点特定番号を記載した書面を変更後に交付するものとなります。ただし、当該変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない変更である場合には、当社は、契約変更後の書面交付は行わないものとなります。

9 その他

・当社は、低圧電気供給約款等を変更することがあります。変更後の約款および個別利用規約は、当社が運営するウェブサイト内またはお客さまからの本サービスのお申込み時に当社より通知している「でんきお客様ページ」に効力発生日を明示の上、予め掲示いたします。
お客さまが低圧電気供給約款等の変更後も本サービスを使い続ける場合は、変更後の約款および適用のある個別利用規約に従って本サービスをご利用いただけます。本サービスをご利用の際には、随時、最新の約款および適用のある個別利用規約をご参照いただきます。

・当社は、電気料金を改定する場合があります。料金改定を行う場合も上記約款変更の場合と同様とします。

・やむをえない事情により、当社による請求もしくはお支払いの受付ができない場合、翌月以降に料金をまとめてお支払いいただく場合があります。

・当社の責めとならない理由(当該一般送配電事業者の責めに帰すべき場合も含みます。)によりお客さまが受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。

・当社はお客さまが受けた二次損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責めを負わないものとします。

・お客さまが当社へ電気供給契約をお申し込みいただいた際に販売の媒介または代理を行った事業者等や、その他の約款や契約書により定めた事業者、金融機関等に対し、当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する可能性があることを、あらかじめご承諾いただきます。この場合、当社および当該事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

・当書面に記載のない事項の取り扱い、当社低圧電気供給約款をご覧ください。

・低圧電気供給約款 別表2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

α 、 β 、および γ はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で切捨ていたします。

(イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

(ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料単価を上回る場合

基準燃料価格は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期と燃料費調整単価適用期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を請求書に明示する等によりお知らせいたします。

10 個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報を適正に取り扱い、お客さまの権利利益の保護を図ることが重要な社会的責務であると考え、個人情報の取扱いについて定められた法令、関係省庁のガイドライン、社内規程その他の規範を遵守し、個人情報を適切に取り扱ってまいります。

また、当社は、お客さまの個人情報を、電気の需給契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う目的で、利用いたします。

詳細は、「個人情報の取扱いに関する基本方針」および「個人情報の共同利用」をご覧ください。

お問合せ窓口

株式会社F-Power 電話 0570-200-940 (受付時間 平日 9:00-18:00)

AOIエネルギーソリューション株式会社 メール aoiene_fukui@aoigroup.jp (受付時間 平日9:00-18:00)

小売電気事業者

商号 株式会社F-Power
住所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
小売電気事業者登録番号 A0001

販売の媒介または代理を行う事業者

商号 AOIエネルギーソリューション株式会社
住所 福井県福井市二の宮4-44-1

販売の媒介または代理を行う事業者は、電力需要者と株式会社F-Powerとの間で電気需給契約を締結することについての代理権は有しておりません。したがって、電気需給契約は、電力需要者からのお申込みに対して株式会社F-Powerが承諾したときに成立いたします。電気需給契約の成立後に契約の変更等をされる場合にも、原則として株式会社F-Powerの承諾が必要となります。